誓　　　約　　　書

大阪府屋外広告物条例（以下、「条例」という。）第８条第３項に基づく当該申請については、屋外広告物条例施行規則第12条第３項で定める基準を遵守していることを誓約します。

大阪府屋外広告物条例施行規則(抜粋)

（適用除外）

第十二条

１~２(略)

３　条例第八条第二項第一号から第三号まで及び第三項の規則で定める基準は、別表第六のとおりとする。

別表六

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類又は大きさ | 掲出位置 | その他 |
| 条例第八条第三項の規則で定める基準 | 五平方メートル以内 | 地上から最上端までの距離五メートル以内 | 掲出個数は、二個までであること。 |

※掲出個数二個とは、大阪府域全体(大阪市・堺市、豊中市・高槻市・吹田市・枚方市・東大阪市・八尾市・寝屋川市及び茨木市を除く。)での掲出をいう。

令和　　年　　月　　日

なお、他市町村へ同様の申請を行った場合は、速やかに申請内容を報告します。

大東市長　様

　　　　　　　　　　　申請（届出）者　　住　所

氏　名

法人にあっては、

その名称及び

代表者の氏名